# 職場での性別による差別的取扱いや
# セクシュアルハラスメント等のトラブルの解決のために

職場での性別による差別的取扱いやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等に関するトラブルの解決を援助します！！

【職場でこのような問題が起こっていませんか？】

- 求人に応募したところ、性別を理由に断られた。
- 職場において性別を理由に差別的取り扱いを受けた。
- 性別を理由に社宅や独身寮に入居できない。
- 結婚や妊娠をしたことを会社に報告したら解雇された。
- 妊娠したらパートタイマーに変わるように言われた。
- 会社にセクシュアルハラスメントの相談をしたが、何も対応してもらえない。
- 妊産婦健診のため、通院休暇を申し出たが、取らせてもらえない。

…など

- 上記に関するご相談を受け付けています。お電話でも結構です。相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。
- 職場でのセクシュアルハラスメントにお悩みの方は、専門のセクシュアルハラスメント相談員によるカウンセリング相談もできます。（治療目的のカウンセリングではありません）事前にお電話等でご予約ください。
- 紛争解決援助制度をご利用できます。（詳しくは、次ページをご覧ください）

ご相談・問い合わせは**北海道労働局雇用均等室**へ
〒060-8566　札幌市北区北8条西2丁目1
TEL　011－709－2715

## 個別紛争解決援助（男女雇用機会均等法関係）の手続きについて

北海道労働局では、男女雇用機会均等法に基づき、労働者と事業主との間で男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント、妊娠中及び出産後の女性の健康管理に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方又は双方の求めに応じ、トラブルの早期解決のための援助を実施しています。

### 1　援助の実施方法

① 北海道労働局長による援助（助言、指導、勧告）

**【援助対象事項】**

- **募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇、降格、職種変更、雇用形態の変更、退職勧奨、雇止め、セクシュアルハラスメント、母性健康管理に関する紛争**

② 機会均等調停会議による調停

**【調停対象事項】**

- **配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇、降格、職種変更、雇用形態の変更、退職勧奨、雇止め、セクシュアルハラスメント、母性健康管理に関する紛争**

（注）次のような紛争は対象となりません。

- **裁判で係争中のもの**
- **他の行政機関で調整等が現に行われているもの**
- **労働争議にからんでいるもの　　など**

### 2　援助を求めることができる方

紛争当事者である労働者または事業主。（労働組合、使用者団体等は含まれません）

### 3　制度の特徴

① 公平な立場で迅速かつ簡便な手続により行います。
② 紛争を現実的に解決するため、労働者と事業主それぞれが歩み寄ることを手助けするものであり、裁判所の判決のような強制力はありません。
③ 個別の援助の過程や内容については、秘密を厳守します。援助の過程においては、当事者もその内容を当事者間限りのものとする等信頼関係の形成に努めることが大切です。

※　なお、会社に苦情処理の制度が設けられている場合にはその利用も考えてください。

## 4　紛争解決援助の手続

| 北海道労働局長による紛争解決の援助 | | |
|---|---|---|
| ①<br>紛争解決の援助の申立を行います。（来室あるいは文書、電話などの方法で北海道労働局雇用均等室に申し出てください。） | ②<br>北海道労働局雇用均等室の職員が、紛争の相手方に事情を聴いたり、書類の提出を求めるなどの方法で事実関係を把握します。 | ③　【援助の実施】<br>紛争の当事者がどのような解決を望んでいるのかを把握し、北海道労働局長は双方の納得のいくような援助を行います |

| 調停委員による調停 | | | |
|---|---|---|---|
| ①<br>調停申請書を提出します。（北海道労働局雇用均等室に提出してください。） | ②<br>調停申請書の受理前後に事実確認のために労働者と事業主に事情聴取を行います。 | ③　【調停開始】<br>裁判で係争中のものなどを除き、原則として調停委員が調停を行います。 | ④　【調停案の受諾勧告】<br>紛争の当事者がどのような解決を望んでいるかを把握したうえで、調停委員は調停案を作成し、その受諾を勧告します。 |

（注）紛争解決援助の手続の開始後に、紛争当事者である事業主の企業が倒産した場合、関係当事者間に歩み寄りが期待できないなど解決が著しく困難である場合などには、援助を打ち切ることがあります。

なお、事業主は、労働者が「北海道労働局長による紛争解決の援助」や「調停」を申請したことを理由に、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

援助を希望される場合、または詳細についてお知りになりたい場合は北海道労働局雇用均等室までご連絡ください。

ご相談・問い合わせは**北海道労働局雇用均等室**へ
〒060-8566　札幌市北区北8条西2丁目1
TEL　011－709－2715